

改正 平成22年 2 月23日

津波予測技術に関する勉強会運営要綱

（目的）

第1条 津波予測に関する技術的な知見に基づき、気象庁の津波警報や津波注意報の高度化に係る意見交換等を行なうことを目的として、津波予測技術に関する勉強会（以下「勉強会」という。）を開催する。

（任務）

第2条 勉強会は、次の事項について意見及び情報の交換を行うものとする。

- (1) 気象庁の津波警報・津波注意報の改善や高度化に資する事項
- (2) 気象庁が実施した津波警報・津波注意報に関する技術的評価に関する事項

（勉強会の構成）

第3条 勉強会は、学識経験者で構成する。地震火山部長は、勉強会の開催の都度、津波予測技術に関する学識を有する者に、勉強会への出席を依頼する。

- 2 勉強会に座長を置く。
- 3 座長は勉強会の会務を総理する。
- 4 座長は勉強会の出席者の中から気象庁地震火山部長が依頼する。

（会議の公開）

第4条 勉強会の会議並びに勉強会の資料及び議事要旨については、原則として一般に公開するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるものの外、勉強会の運営に関して必要な事項は、気象庁地震火山部長が勉強会に諮って定める。